

六次産業化に取り組む皆様を支援します

■妙高生産物ステップアップ事業（市単独事業） ～ 六次産業化事業の拡大を支援 ～

新たな特産品づくりを促進するため、生産、加工、販売活動に要する経費を支援します。

1. 交付対象者

- ・ 市内に住所を有する3戸以上の農家で組織された団体（農事組合法人以外の農地所有適格法人を除く）
- ・ 農業振興を目的とする団体で市長が認めるもの 等

2. 補助対象事業等

【共通事項】

補助対象経費の1/2を支援（上限額は項目により異なる）

【チャレンジ事業】

- ①生産支援（上限10万円）
【補助要件】5a以上の市内農地等で新たに推奨生産物等などを生産し、販売するもの 等
【対象経費】種子・苗代、土壌分析料 等
- ②加工支援（上限10万円）
【補助要件】自ら市内で生産又は採取した主原料を用いて新たに加工品を生産・販売するもの 等
【対象経費】試作品原材料費、容器・食品包装資材等購入費、加工機械の利用料 等
- ③機器・設備支援（上限10万円）
【補助要件】生産支援又は加工支援の補助要件に合致する生産活動に使用する機器 等
【対象経費】生産や収穫、加工製造に直接必要な機器等の購入費

【品質向上・生産拡大事業】

- ※販売実績1年以上
- ※チャレンジ事業の生産支援又は加工支援の補助要件を満たす生産物が対象
- ①品質改善支援（上限10万円）
【補助要件】品質改善により販売量の増加が見込めること 等
【対象経費】技術指導に要する費用、成分分析料、研修会参加費 等
- ②生産拡大支援（上限100万円）
【補助要件】生産量、販売量の増加が見込めること 等
【対象経費】拡大部分の土壌分析費、種子・苗等の購入費、作業効率の改善や規模拡大に要する機器等の購入費 等

【販路開拓・拡大事業】

- ※販売実績1年以上
- ※チャレンジ事業の生産支援又は加工支援の補助要件を満たす生産物が対象
- ①販路開拓・拡大支援（上限10万円）
【補助要件】販売量の増加が見込めること、販路開拓・拡大にかかる営業活動や研修であること 等
【対象経費】チラシ・パンフレット等作製費、営業活動旅費、研修会にかかる講師謝金 等

3. その他

- ・ 支援を受けるには、前年の9月末までに要望の申入れが必要となりますので令和9年度以降の申請をご検討ください。

お問い合わせ・ご相談は
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。